

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、打越地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助農地再編整備事業（区画整理事業）打越地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において令和3年5月14日から同年6月3日まで縦覧に供する。

令和3年5月11日

香川県知事 浜 田 恵 造